

## 介護施設の整備促進についての意見書

今年3月に群馬県渋川市で県の認定を受けていない老人施設で火災が発生し、10名の方が亡くなるという痛ましい事件が起きた。そのうちの一人は、三鷹の市民であった。被害に遭われた多くの高齢者の方は、東京で生活保護を受給しながら、この施設で介護サービスを受けていた高齢者であった。

現在の経済不況や雇用情勢の悪化により生活保護受給世帯はふえ続け、また高齢者とりわけ単身高齢者の割合も増加の一途をたどり、身寄りがなく家族介護が期待できない高齢者や、加齢により身体機能が低下し自力での居宅生活が困難となる高齢者がふえ続けている。このような状況に適切に対応するためには、受け入れ可能な施設や住宅の確保が必要となる。都内では、特養ホームに入所を希望しても入れない待機者が4万人とも言われ、三鷹でも400人を超えている。居宅での介護が困難でかつ低所得の高齢者を受け入れてくれる施設が少なく、結果として地方や都内の住環境の劣悪な無届け施設などにその受け皿を求めざるを得ないという事態が生じている。

こうしたことから高齢者等が住みなれた地域で安心して生活ができる受け皿づくりを早急に整備するための各種制度の改善や財政的支援の強化を図ることが喫緊の課題といえる。

よって、本市議会は、東京都に対し、必要な介護を受けることのできない高齢者の現状を十分賢察の上、国へのさらなる働きかけを含め、下記の内容を実現することを強く要望するものである。

### 記

- 1 老人福祉法に基づく無届け施設の実態把握や届け出の徹底、既存施設の防火体制などの安全確保、高齢者の居住環境の改善に向けた対策を早急に講じること。
- 2 在宅での介護が困難な低所得者等の受け皿が不足している状況を早急に解消するため、特養ホームの用地費補助の復活など施設の整備促進に向けた財政的支援、運営費補助など関連施設が受け皿として機能するための制度改善など、総合的な支援策を講じること。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成21年6月23日

三鷹市議会議長 田 中 順 子